

經濟論叢

第156巻 第2・3号

カンパニー制と持株会社解禁論……………	下 谷 政 弘	1
アパッティの有効需要論（2）……………	小 島 專 孝	27
欧州における航空自由化と航空政策の自律性…	戸 崎 肇	66
中国直接投資(FDI)導入における傾斜政策……	洪 詩 鴻	86
神戸市都市経営の一考察（2）……………	池 田 清	102
アメリカ年金会計にみる 完全未履行契約の認識……………	佐 野 哲 哉	115

平成7年8・9月

京都大學經濟學會

アメリカ年金会計にみる完全未履行契約の認識

——SFAS 第87号『事業主の年金会計』の検討——

佐 野 哲 哉

はじめに

近年、年金会計の問題が、負債の認識・測定の問題との関連のなかで論じられている¹⁾。特に、議論をアメリカにしばるならば、伝統的負債概念から新しい負債概念への変化の過程において、年金負債の認識が果たした役割の大きさが指摘されている²⁾。

本稿の目的は、財務会計基準書第87号『事業主の年金会計』³⁾（以下、SFAS

1) 田中健二「負債の時価評価序説」『JICPA ジャーナル』1994年6月，醍醐總「年金資産・負債の評価問題」『会計』第146巻第1号（1994年7月），伊藤邦雄「負債会計の進展にみる現代会計のチャレンジ」『企業会計』第46巻第8号（1994年8月），今福愛志「資産負債アプローチと負債評価」『企業会計』第46巻第8号（1994年8月），徳賀芳弘「伝統的な負債概念から新しい負債概念へ」『企業会計』第46巻第8号（1994年8月）。その他，従業員の受給権保護を強調したものととして，中野誠「年金会計生成プロセスにおける従業員の視点の浸透」『企業会計』第46巻10月号（1994年10月），中野誠「年金会計における従業員受給権保護の思潮」『産業経理』第54巻第3号（1994年10月）。

2) 徳賀芳弘助教授は，前掲論文のなかで，アメリカにおける未履行契約の負債の認識について，①未履行契約の権利・義務を認識しない段階から，②リース契約のように負債の金額と決済日が明確なものを認識する段階へ，さらに，③「義務の金額が数理計算等によって合理的に見積もることのできる」ものを認識する段階，④「金額が可変的な未履行契約の義務」を認識する段階への，段階的拡張を指摘している。

3) FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 87, Employers' Accounting for Pensions* (SFAS No. 87), FASB, December 1985. 本文と用語解説については，日本公認会計士協会国際委員会による翻訳が『JICPA NEWS』No. 398（1988年11月）22-36ページに掲載されている。

SFAS 第87号の内容を紹介したものとしては，例えば，今福愛志「年金会計基準のディスクリージャー」『経済集志』第63巻第1号（1993年4月）や堤一浩『現代年金会計論』中央経済社（1991年）がある。

第87号と略)にもとづいて計上される年金資産・年金負債の一部が完全未履行契約における権利・義務の会計的認識となっていることを明らかにすることにある。

まず、Ⅰで、年金会計の基本的問題を明らかにし、次いで、Ⅱにおいて、SFAS 第87号の検討を行う。Ⅲでは、Ⅱの議論をふまえて、SFAS 第87号における完全未履行契約の認識の論理を明らかにする。

Ⅰ 年金会計の基本的問題

企業年金とは、企業が、その従業員を対象に実施する私的年金のことである。企業年金は、まず、確定給付制度と確定拠出制度とに区別することができる。確定給付制度とは、将来の給付額もしくは給付額の算定式⁴⁾があらかじめ設定されており、その給付のために必要な拠出額を数理計算に基づいて算定し、資金を積み立てていくものである。日本の適格退職年金制度や厚生年金制度はこれに属する。確定拠出制度は、掛金あらかじめ設定されており、資産運用の結果に基づいて給付額を決定するものである。従業員持株制度等がこれに分類される。また、企業年金は、年金給付に必要な資金を企業内部に積み立てるか、企業外部に積み立てるかによって区別できる。本論で検討の対象となっているのは、外部積立の確定給付制度である。

企業年金取引は、事業者が従業員の勤務(service)に対して、その退職後一定期間、年金を支払うものであるが、事業者と従業員個人との関係でみれば、当初の契約から取引の終了までに数十年を要する取引である。また、企業年金取引は、事業者と従業員集団の関係からみると、半永久的な存在すなわちゴーイングコンサーンと想定することができる。このような年金取引の性格から、

4) 年金給付算定式(Pension benefit formula)とは、年金制度のもとに加入者の受給資格に相当する支給額を決定する基礎であり、例えば(最終給与)×0.01×勤務年数というように規定される。

アメリカでは、1960年代後半以降、インフレーションへの対応の一つの手段として、将来の給与額を算定式に組み込んだ給付算定式が普及している(北條裕雄『現代アメリカ資本市場論』同文館、1992年、155-158ページ)。

年金債務の測定には将来キャッシュフローの割引価値が採用される。ここで利用されるのが保険数理計算である。保険数理計算とは、事業者の拠出必要額を決定するために保険数理の専門家であるアクチュアリー⁵⁾が使用する計算方法であり、会計上の費用を計算するのにも利用される。そして、毎決算期に、現実数値と期待数値⁶⁾との間で何らかの調整が行われる。

企業年金においてはまた、年金取引の長期的性格に基づいて、運用可能な年金資産が生じ、しかも、事業者と従業員集団との関係からみれば、その資産は恒常的な存在となる。事業者は、その年金資産の運用収益を拠出金とともに年金支払のための源泉と考えている。したがって、年金資産の運用収益が年金費用のマイナスフローとして認識される。年金資産の運用収益の計算も予想計算を媒介として行われるので、年金資産の運用収益においても、現実数値と期待数値の間で、何らかの調整が行われる。

見積については、年金債務に関するものと年金資産に関するものが存在するが、見積に基づく数値と現実数値との調整は、年金費用の計算のなかであわせて行われる。このように、年金会計においては一義的に決まる「客観的」な取引数値はそもそも存在しない。したがって、年金会計は客観的な取引数値の存在を前提とする会計では処理しえない。

5) アクチュアリーについては、浅谷輝雄監修『リスク管理とアクチュアリー』金融財政事情研究会、1992年を参照。

6) ここでいう現実数値と期待数値という用語について簡単に説明すると、以下の通りである。資産についていえば、期待数値とは期首からみて期末にはそうなるだろうという数値であり、現実数値とは、期末における数値である。資産における現実数値と期待数値の差額は、現実収益と期待収益の差額である。ここでいう現実数値は、以上の意味で期待数値と対比されて使用されており、収益が実現するとかしていないとかいうことは含意していない。債務についていえば、期待数値とは、期首と同じ仮定であれば期末にはそうなるであろうという数値であり、現実数値とは、期末において新たに見積もられた仮定によって計算される数値である。債務における現実数値と期待数値の差額は仮定の変更による債務の変動額である。したがって、債務においては、現実数値とはいうものの依然として見積に基づく数値であることには変わりない。

II SFAS 第87号の検討

1 SFAS 第87号の概観

SFAS 第87号における年金費用は、期間純年金費用として捉えられている。期間純年金費用は、以下の六つの要素から構成されている。(1) 勤務費用、(2) 利息費用、(3) 制度資産に対する現実の収益、(4) 未認識過去勤務費用の償却、(5) 認識された範囲での利益または損失、(6) SFAS 第87号移行時の未認識純債務または未認識純資産の償却である。ここでは、(1)、(2)、(4)について、簡単に説明することにする。SFAS 第87号の勤務費用要素は、ある期間に割り当てられた予測給付債務⁷⁾として決定されるものである。利息費用要素は、時間の経過による予測給付債務の増加として決定される。過去勤務費用とは、年金制度の改訂により交付されることになる遡及給付の費用である。過去勤務費用は、制度改訂がされた期に全額認識されるわけではなく、基本的には、従業員の残存勤務期間にわたって認識される。このような遅滞認識は、制度の改訂が将来の期間に経済的利益を事業者にもたらすという期待をもって行われることを根拠にしている。

SFAS 第87号における負債および資産は、まず、認識された費用と基金への拠出額の差額として認識される。

「本基準書に基づいて認識された期間純年金費用が、事業者が制度に拠出した額を超える場合、負債（未積立未払年金費用）が認識される。期間純年金費用が事業主が制度に拠出した額よりも少ない場合には資産（前払年金費用）が認識される。」

さらに、追加最小負債（additional minimum liability）が認識される。追加最小負債は、累積給付債務⁸⁾が制度資産を超える額に基づいて認識される。

7) 予測給付債務（projected benefit obligation）とは、ある日現在、年金給付算定式により、ある従業員がその日までに提供した勤務の対価として算出した給付金額の保険数理現在価値である。年金給付算定式が将来の報酬水準に基づくものであるとき、予測給付債務は将来の報酬水準に関する仮定事項を用いて計算される。

「もし、累積給付債務が制度資産の公正価格をこえる場合、事業主は、少なくとも未積立累積給付債務と同等の負債（未積立未払年金費用を含む）を財政状態報告書中に認識すべきである。もし、未積立累積給付債務が存在し、更に、(a)資産が前払年金費用として認識され、(b)未積立未払年金費用としてすでに認識された負債が未積立累積給付より少なく、または、(c)未払年金費用、あるいは前払年金費用が全く認識されなかった場合には、追加最小負債の認識が要求される。」⁹⁾

そして、追加最小負債に対応する項目として無形資産が認識される。ただし、無形資産として認識される金額は、未認識過去勤務費用の金額によって限定されており、未認識過去勤務費用を超過する金額は、基本的に株主持分の要素として認識される¹⁰⁾。

2 SFAS 第87号における年金取引のとりえ方

SFAS 第87号は、年金取引に従業員の勤務と事業者の支払う年金給付との交換ととらえ、その見解を展開している。

「この基準書における確定給付年金は、事業者と従業員との間の取引であるという基本的な考え方に由来している。従業員によって提供された勤務と交換に、事業者は、現在の賃金とその他の給付に加え、退職給付を提供することを約束する。この基本的な見解から、年金給付が、心付け (gratuities) といったものでなく従業員への給付の一部であり、支払いが繰り延べられることから、繰延給付であることが導かれる。また、勤務が提供された際にその給付に対する事業者の債務が生じるということが導かれる。」¹¹⁾

8) 累積給付債務 (accumulated benefit obligation) とは、給付算定式により、一定期口までに提供された従業員の勤務に対応し、また、その期口までの従業員の勤務と報酬 (適用する場合) に基づく、給付の保険数理現在価値である。累積給付債務は、予測給付債務と次の点でことなる。すなわち、累積給付債務には将来の報酬水準に関する仮定事項はふくまれていない。定額給付または非給与比例制の年金制度における給付算定式では、累積給付債務と予測給付債務は同一である。

9) FASB, SFAS No. 87, par. 36.

10) Ibid., par. 37.

11) Ibid., par. 79.

この点については、FASB が1981年に公表した討議資料『年金とその他の退職給付に関する事業者の会計に関連する問題の分析』において既に表明されている。

「近代的な年金契約は、一般的に従業員に提供された勤務の見返りとして事業者が従業員の年金を提供するという約束として記述される。この観点では、年金は、従業員によって提供される勤務と交換に事業者によって提供される繰延給与 (deferred compensation) の一形態である。」¹²⁾

討議資料は、引き続いて、この繰延給与観から、企業年金についての基本的な会計問題を導いている。

「繰延給与観は、年金費用が、従業員が勤務を提供した期間にわたり、何らかのやり方で、発生することを提示する。この1981年討議資料でとりあげられる基本的な会計問題は、この観点から導かれる。もし、年金契約の実質が事業者と従業員との交換であるならば、基本的な会計問題は、ある期間またはある日以前に生じた交換の金額を測定する、価値をはかる (valuing)、もしくは決定することである。ある期間に生じると思われる交換の金額は、その期の費用を認識する基準となるべきである。貸借対照表以前に生じたと思われる金額はその日の事業者の負債を認識する (負債を弁済する支払を考慮に入れる前に) 基礎となるべきである。」¹³⁾

なお、年金基金の存在は以上の点を否定するものとしては基本的に考えられていない。この点は、例えば、1982年に FASB が公表した『年金およびその他の退職給付に関連する主要な問題についての FASB の準備的見解』にみることができる。

「審議会の見解では、事業者の主要な債務は、現在の勤務を将来の年金給付と交換した従業員に対するものである。従業員に対する債務は、年金制度

12) FASB, *Discussion Memorandum, An Analysis of Issues related to Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits (Discussion Memorandum)*, FASB, February 1981, par. 62.

13) *Ibid.*, par. 63.

の条件のもとで彼らに約束された給付の直接の結果である。事業者はまた年金制度に対する債務をもつ。しかしそれは従業員に対する債務に由来する。」¹⁴⁾

「審議会は、資金を受け取り、投資し、給付を支払う分離した法実体の設定がその債務の性質を変えるとは信じない。」¹⁵⁾

以上にみることができるよう、SFAS 第87号は、年金会計における会計処理の対象を従業員の勤務と事業者の支払う年金給付との取引であるという規定したうえで、年金会計の認識・測定問題を展開している。

そして、SFAS 第87号は、年金取引が従業員の勤務と事業者の支払う年金給付との交換取引であるという見解に基づき、年金費用を計算する際に使用する保険数理計算の方法を、給付／勤務年数アプローチに限定した。ここで、以下の説明の参考として、割当てアプローチの簡単な計算例を紹介しておく¹⁶⁾。計算例の基本的条件は以下の通りであり、その結果は第1～5表に示されている。

- ・従業員は1名で、3年間勤務し退職する。
- ・1年目の給与は10,000ドル、2年目の給与は11,000ドル、3年目の給与は12,100ドルである。退職給付の算定式は、退職時給与 $\times 0.01 \times$ 勤務年数とする。3年間勤務し、退職した場合の退職給付は $12,100 \times 0.01 \times 3 = 363$ ドルとなる。
- ・割引率は年12%とする。

SFAS 第87号の形成プロセスにおいて検討された割当てアプローチは大きく二つに分けられる。第一の割当てアプローチは、給付アプローチ (benefit approach) である。給付アプローチでは、年金給付が従業員の各勤務

14) FASB, *Preliminary Views of the Financial Accounting Standards Board on major issues related to Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits*, FASB, November 1982, par. 23.

15) *Ibid.*, par. 25.

16) この計算例は、FASB, *Discussion Memorandum*, pars. 218-229 による。

第1表 累積給付アプローチ

(単位：ドル)

	給付額	費用	負債
〔第1年度〕 給付算定式によって割り当てられた給付額 $0.01 \times 10,000 \text{ドル} \times 1 \text{年}$ 第1年度末の負債 $100 \div (1.12)^2$ 第1年度の期間費用 繰延給与要素 利息要素 合 計	100.00	79.72 0 79.72	79.72
〔第2年度〕 給付算定式によって割り当てられた給付額 $0.01 \times 11,000 \text{ドル} \times 2 \text{年}$ 第2年度末の負債 $200 \div 1.12$ 第2年度の期間費用 繰延給与要素 $(220 - 100) \times 1.12$ 利息要素 79.72×0.12 合 計	220.00	107.14 9.57 116.72	196.43
〔第3年度〕 給付算定式によって割り当てられた給付額 $0.01 \times 12,100 \text{ドル} \times 3 \text{年}$ 第3年度末の負債 第3年度の機関費用 繰延給与要素 $363 - 220$ 利息要素 196.43×0.12 合 計	363.00	143.00 23.57 166.57	363.00

期間に割り当てられ、そして、割り当てられた給付の費用が計算される。このアプローチでは費用が各勤務期間に割り当てられた年金給付に基づくので、年金費用が間接的に期間に割り当てられるといえる。この給付アプローチは、さ

第2表 給付／勤務年数アプローチ

(単位：ドル)

	給付額	費用	負債
〔第1年度〕			
第1年度に割り当てられた給付額			
363÷3年	121.00		
第1年度末の負債			96.46
$121 \div (1.12)^2$			
第1年度の期間費用			
繰延給与要素		96.46	
利息要素		0	
合 計		96.46	
〔第2年度〕			
第2年度に割り当てられた給付額	121.00		
第2年度までに割り当てられた給付額	242.00		
第2年度末の負債			216.07
$242 \div 1.12$			
第2年度の期間費用			
繰延給与要素		108.03	
$121 \div 1.12$			
利息要素		11.58	
96.46×0.12			
合 計		119.61	
〔第3年度〕			
第3年度に割り当てられた給付額	121.00		
第3年度までに割り当てられた給付額	363.00		
第3年度末の負債			363.00
第3年度の期間費用			
繰延給与要素		121.00	
利息要素		25.93	
216.07×0.12			
合 計		146.93	

らに、累積給付アプローチ (accumulated benefits approach)、給付／勤務年数アプローチ (benefits/years-of-service approach)、給付／給与アプローチ (benefits/compensation approach) の三つに分類される。累積給付アプローチ

第3表 給付／給与アプローチ

(単位：ドル)

	給付額	費用	負債
〔第1年度〕			
第1年度に割り当てられた給付額 $10,000/33,100 \times 363$	109.67		
第1年度末の負債 $109.67 \div (1.12)^2$			87.43
第1年度の期間費用 繰延給与要素		87.43	
利息要素		0	
合 計		87.43	
〔第2年度〕			
第2年度に割り当てられた給付額 $11,000/33,100 \times 363$	120.63		
第2年度までに割り当てられた給付額 230.30			
第2年度末の負債 $230.30 \div 1.12$			205.63
第2年度の期間費用 繰延給与要素			
$120.63 \div 1.12$		107.71	
利息要素 87.43×0.12		10.49	
合 計		118.20	
〔第3年度〕			
第3年度に割り当てられた給付額 $12,100/33,100 \times 363$	132.70		
第3年度までに割り当てられた給付額 363.00			
第3年度末の負債			363.00
第3年度の期間費用 繰延給与要素		132.70	
利息要素 205.63×0.12		24.67	
合 計		157.37	

は、第1表にみるように、給付算定式と現在の勤務と報酬に基づいて各期間に割り当てられる給付を計算する。このアプローチは、将来の給与水準の予測、もしくは年金給付の総額の予測を必要としない。給付／勤務年数アプローチは、

第4表 費用／勤務年数アプローチ

(単位：ドル)

	費 用	負 債
〔第1年度〕 第1年度に割り当てられた繰延給与要素（一定金額） ¹⁾ 第1年度末の負債	107.57	107.57
〔第2年度〕 第2年度に割り当てられた繰延給与要素（一定金額） 利息要素 107.57×0.12 合 計 第2年度末の負債 $107.57 + 120.48$	107.57 <u>12.91</u> 120.48	 228.05
〔第3年度〕 第3年度に割り当てられた繰延給与要素（一定金額） 利息要素 228.05×0.12 合 計 第3年度末の負債 $228.05 + 134.95$	107.57 <u>27.38</u> 134.95	 363.00

1) 給与の一定金額の計算は以下の通りである。

$$\begin{aligned} \text{一定金額} &= X, \\ 363 &= X(1.12)^2 + X(1.12) + X, \\ 363 &= 3.3744X, \\ X &= 107.57 \end{aligned}$$

第2表にみるように、給付算定式と現在の勤務と将来の報酬に基づいて各期間に割り当てられる給付を計算する。将来の給与水準の予測、総年金給付の予測を必要とすること以外は、累積給付アプローチと変わらない。給付／給与アプローチは、第3表にみるように、ある期間の給与の総予測給与に対する割合に基づいて総予測年金給付を期間に割り当てる。

第二の割当てアプローチは、費用アプローチ（cost approach）である。費用アプローチでは、総年金費用のある部分が直接、従業員の各勤務期間に割り当てられる。費用アプローチは、さらに、費用／勤務年数アプローチ（cost/years-of-service approach）と費用／給与アプローチ（cost/compensa

第5表 費用／給与アプローチ

(単位:ドル)

	費 用	負 債
〔第1年度〕		
第1年度に割り当てられた繰延給与要素 (一定金額) ¹⁾ $10,000 \times 0.00982$	98.20	
第1年度末の負債		98.20
〔第2年度〕		
第2年度に割り当てられた繰延給与要素 (一定金額) $11,000 \times 0.00982$	108.02	
利息要素 98.20×0.12	11.78	
合 計	119.80	
第2年度末の負債 $98.20 + 119.80$		218.00
〔第3年度〕		
第3年度に割り当てられた繰延給与要素 (一定金額) $12,100 \times 0.00982$	118.83	
利息要素 218.00×0.12	26.17	
合 計	145.00	
第3年度末の負債 $218.00 + 145.00$		363.00

1) 給与の一定割合の計算は以下の通りである。

一定割合 = P ,

$363 = [10,000P \times (1.12)^2] + [11,000P \times 1.12] + P$,

$363 = 36,964P$,

$P = 0.00982$

tion approach) の二つに分類される。費用／勤務年数アプローチは、第4表にみるように、費用の給与要素の予測総額の一定金額を各勤務年数に割り当てる。費用／給与アプローチは、第5表にみるように、費用の給与要素がその期間の給与の一定割合となるように費用を各勤務期間に割り当てる。

これらのアプローチから FASB はまず、年金給付が従業員の勤務に基づいてどのように年金給付が稼得されるのかという観点に基づいて、給付アプローチを選択した。

「審議会は、期間純年金費用と予測給付債務はそのままではそれらが生じる制度の条件を反映すべきであると結論した。確定給付年金は、資金拠出が望ましい資金積立のパターンにしたがってどのようになされるのかというよりも、むしろ勤務に基づいてどのように給付が稼得されるのかという観点から事業者の約束を特定化 (specifies) するという理由から給付アプローチが選好された。」¹⁷⁾

さらに、保険数理計算においては将来の給与水準を考慮に入れるべきであるという理由から、累積給付アプローチは排除された¹⁸⁾。そして、給付／給与アプローチは内国歳入庁規則によって許容されないので採用されず¹⁹⁾、結果として給付／勤務年数アプローチが SFAS 第87号における割当てアプローチとして選択された。

以上のように、SFAS 第87号の根底には、年金取引を従業員の勤務と事業者の年金給付との交換とみる見方が存在している¹⁹⁾。

17) FASB, *SFAS No. 87*, par. 134

18) *Ibid.*, par. 143.

19) この点を、SFAS 第87号に先行する APB オピニオン第8号『年金制度の費用に関する会計』(Accounting Principle Board (APB), *APB Opinion No. 8, Accounting for the Cost of Pension Plans*, American Institute of Certified Public Accountants, 1966.) と比較してみよう。

APB オピニオン第8号は、年金会計に発生主義会計を適用することを目的として作成されたものであるが、APB オピニオン第8号は、年金取引のとらえ方を確定せず、年金費用の性格についての統一的な見解を提示するには至らなかった。

「年金費用を、関連する管理費用を含めて、発生基準に基づいて処理することについての広範な意見の一致はあるが、しかし、年金費用の性質についての意見は一般に一致していない。」(APB, *APB Opinion No. 8*, par. 135)

そして、APB オピニオン第8号の費用認識においては、SFAS 第87号でいう給付アプローチと費用アプローチが共存しており、その測定基準は許容範囲の広いものとなっている(給付アプローチに対応するものは発生給付費用方式とよばれ、費用アプローチに対応するものは将来給付予測費用方式とよばれている)。ここで、給付アプローチと費用アプローチが共存していることの意味を考えてみよう。給付アプローチが従業員の勤務に基づいて費用を認識していこうとするのに対して、費用アプローチは計算方法が合理的かつ規則的であるというだけである。そうすると、APB オピニオン第8号における費用認識は、必ずしも、取引の履行に基づくものではないことになる。これは、ある意味では、完全未履行契約の認識を先取りしているといえなくもない。しかし、このことは、会計上の論理に基づくものではなく、保険数理計算を導入することによって行われている。APB オピニオン第8号は、発生主義会計の年金会計への適用を標榜したものの、結果として、資金積立目的の保険数理計算を無批判的に導入することとなっている。このことについて、1981年の討議資料『年金とその他の退職後給付に関する事業者の会計に関連するメ

III SFAS 第87号における完全未履行契約の認識の論理

SFAS 第87号が、年金取引を、従業員の勤務と事業者の年金給付との交換ととらえたことは、FASB 概念フレームワークにおける負債概念と密接な関連をもっている。SFAC 第6号によれば、負債とは、「過去取引または事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である」²⁰⁾。FASB 概念フレームワークにおける負債は、「現在の債務」に基づくものである。SFAS 第87号は、年金取引を、従業員の勤務と事業者の年金給付との交換、しかも主要には、「現在」の従業員の勤務と「将来」の事業者の年金給付との交換ととらえることによって、予測給付債務を「現在の債務」たらしめている。このことは、FASB が、年金契約を完全未履行契約とみる見方を否定していることから明らかである。以上のように、SFAS 第87号は、年金取引を、「現在」の従業員の勤務と「将来」の年金給付との交換ととらえている。

しかし、SFAS 第87号においては、年金取引を「将来」の従業員の勤務と「将来」の年金給付との交換としている部分、すなわち、完全未履行契約を会計的に認識する部分も存在している。それは、追加最小負債とそれに対応する無形資産についての規定である²¹⁾。

「問題の分析」はAPB オピニオン第8号について次のように述べている。

「APB オピニオン第8号は、費用がいくつかの受入可能な保険数理計算法のいずれかに基づいて決定されるべきであるが、資金積立のために使用されるのと必ずしも同じである必要はないと明確に述べている。しかし、この分離にもかかわらず、会計は依然として資金積立方法と連結したままであった。」(FASB, *Discussion Memorandum*, par. 82.)

20) FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, Elements of Financial Statements*, FASB, December 1985, par. 35.

21) APB オピニオン第8号においても、SFAS 第87号でいう追加最小負債の認識を想定していた。「もしも、会社が年金基金に支払われるかもしくは費用計上された以上に年金費用に関する法的債務をおうならば、その超過額は、貸借対照表上に負債および繰延費用として表示しなければならない。」²⁰⁾ (APB, *APB Opinion No. 8*, par. 32.)

ただし、ここでいう「法的債務」の内容は明示されておらず、SFAS 第87号の追加最小負債とは異なり、実効性のある規定にはならなかった。

追加最小負債に対応する無形資産は次のような性格をもっている。過去勤務費用は、主に、年金給付を増額する制度改訂によって生じる。したがって、ここまで展開されてきた論理に基づけば、制度改訂によって生じる年金取引は「過去」の勤務と「将来」の年金給付との交換ということになり、無形資産が認識される余地はなく、制度改訂に基づいて発生した過去勤務費用は、即時費用認識されるか、もしくは、前期損益修正として処理されなければならない。しかし、SFAS 第87号は次のような論理に基づいて、無形資産の認識を実現している。

制度改訂は事業者に利益をもたらすので資産としてとらえることができる。しかし、その価値を直接測定することはできない。そのため制度改訂によって生じる過去勤務費用の測定でもって、無形資産の測定を間接的に行う。

実際、無形資産の金額は、未認識過去勤務費用の範囲内に限定されている。SFAS 第87号のこの部分では、年金取引は、事実上、「将来」の勤務と「将来」の年金給付との交換ということになっている。この点、SFAS 第87号は次のように述べている。

「制度改訂が、将来の勤務に割り当てうる給付を増大させる限りでは、どちらの集団も履行していない。しかし、増大した給付が給付算定式によって、すでに提供された勤務に割り当てられる限りでは、一方の集団が履行しており、契約は少なくとも部分的未履行であると、審議会は結論した。」²²⁾

お わ り に

SFAS 第87号における追加最小負債の認識においては、事実上、その金額が数理計算によって合理的に見積もることのできる未履行契約の責務を負債として認識している。しかし、その負債の認識は、完全未履行契約を直接認識するというにはなっておらず、計算上、「過去」の勤務と「将来」の年金給付の交換となっているものを、「将来」の勤務と「将来」の年金給付との交換

22) FASB, SFAS No. 87, par. 145.

とみなすという論理上の操作を行うことにより成立している。これは、年金制度の改訂という事象が、「過去」の勤務と「将来」の年金給付との交換取引と、「将来」の勤務と「将来」の年金給付との交換取引という二つの意味をもつ、もしくは、その両者のどちらとも解釈できるからであると考えられる。

本稿では、SFAS 第87号に基づいて計上される年金資産・年金負債の一部が完全未履行契約における権利・義務の会計的認識となっていることを明らかにしたが、今後の課題として、年金会計における完全未履行契約の認識の論理的帰結として、完全未履行契約と考えられるデリバティブの権利・義務の認識が必然的になされうのかという問題がある。本稿で明らかにしたように年金会計においては、完全未履行契約とも部分的履行契約ともとれる領域が存在しているのであり、そのように特殊な年金会計の論理を敷衍することによって、デリバティブなどの金額が可変的な未履行契約の責務が認識されるとは単純にはいえないものと考えられるが、詳細は別稿に譲りたい。